

豊島区医療的ケア児等支援協議会設置要綱

令和 3 年 9 月 27 日

保健福祉部長決定

改正 令和 5 年 12 月 1 日

(設 置)

第 1 条 日常生活及び社会生活を営むために恒常に医療的ケアを受けることが不可欠である児童（以下「医療的ケア児」）及びその家族を、身近な地域で支えられるようにするため、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関連機関が一堂に会し、医療的ケア児等への取組みや支援について意見交換や情報共有を図ることを目的として、豊島区医療的ケア児等支援協議会を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 医療的ケア児等への取組みに係る情報共有及び支援について
- (2) 医療的ケア児等への支援に向けた関係機関の連携について
- (3) その他、医療的ケア児等の支援に向けた必要な事項について

(構 成)

第 3 条 協議会は、次に掲げる区分のうちから区長が委嘱する委員及び関連する区職員の代表をもって構成する。

- (1) 保健医療
- (2) 福祉
- (3) 保育
- (4) 教育
- (5) 医療的ケア児・者の家族
- (6) その他関連分野の有識者及び関係者

(任 期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱の日から 2 年とし、再任を妨げない。ただし、任期中に委嘱の日が属する年度の次の年度が終了したときは、任期は終了する。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定め、副会長は、委員のうちから会長が指名する。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(運営)

第6条 協議会は、区長が招集する。

- 2 協議会には、必要があると認めるときは委員以外の者に出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、保健福祉部障害福祉課において行う。

(報償)

第8条 構成員が協議会に出席したときは、予算の定めるところにより報償金を支払う。

- 2 前項の規定にかかわらず、公務で協議会に出席した公務員またはそれに準ずる者に対しては、報償金は支払わない。

(協議会の公開)

第9条 協議会及び議事録は公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、会長は、協議会及び議事録の全部又は一部を非公開とすることができる。

- (1) 公正かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる場合
- (2) 特定の者に不当な利益又は不利益をもたらすおそれがあると認められる場合
- (3) 議案に個人情報が含まれている場合

- 2 前項の規定により協議会及び議事録の全部又は一部を非公開としたものについては、協議会に關係した者は、他に漏らしてはならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、区長が別に定める。

附則 この要綱は令和3年10月1日から施行する。

附則1 この要綱は令和5年12月1日から施行する。

- 2 この要綱の改正後、最初に委嘱される協議会委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、令和6年3月1日から令和8年3月31日までとする。